

## 『公共選択』論文投稿要領

1 『公共選択』に論文を投稿できるのは、投稿時点で当該年度ならびに過去の会費をすべて納入している公共選択学会の会員（以下、会員）です。共著者が非会員であることは妨げませんが、責任著者は会員である必要があります。また、共著者が会員である場合は当該年度ならびに過去の会費を納入していなければなりません。

2 投稿できる論文は未刊行のものに限ります。また、同一内容の論文を『公共選択』以外に同時に投稿することはできません。なお、同一の著者による『公共選択』への論文の投稿数については、特に制限はありません。

3 論文の主題は、公共選択ならびにそれに類する主題であれば、特に限定はありません。

4 論文の投稿先は査読委員会とし、以下の電子メールアドレス宛に投稿論文（本文、図表、参考文献、補遺（Appendix）を一つにまとめた PDF ファイル）と所定の投稿申込書を、添付ファイルとして送信してください。電子メールの件名（Subject）には、「公共選択学会投稿論文の送付」と記入してください。なお、論文の投稿は年間を通じて受け付けており、特に締切りはありません。

投稿先電子メールアドレス： [submission@publicchoice.jp](mailto:submission@publicchoice.jp)

5 審査の公平を期すために、投稿論文には著者の名前は一切記入せず、「拙著」など著者が識別されうるような表現は行わないなど、著者の匿名性を保持できる記述・表現としてください。また、ファイルの作成者名等、著者を識別しうる情報も、ファイル内に残らないようにしてください。なお、謝辞等は掲載決定後に加筆することとし、投稿論文には記載しないでください。

6 使用言語は日本語または英語とします。投稿論文の分量に制限はありませんが、査読委員会から縮減の指示があった場合は、それに従っていただきます。また、書式等の指定も特にありませんが、投稿論文にはページ番号を付けるようにしてください。

7 投稿者が投稿資格を満たしていること、及び投稿論文としての要件を満たしていることが確認できたら、査読委員会より投稿者に対して、投稿論文を受理した旨の連絡を電子メールで行います。電子メールの送受信に伴う事故を避けるため、論文送付後 10 日以内に連絡が来ない場合には、投稿者は査読委員会に問い合わせてください。

8 投稿論文の掲載の可否は、査読委員会が委嘱する匿名の査読者による評価を踏まえて査読委員会が決定し、投稿者には電子メールで結果を連絡します。なお、「修正・再提出」と査読委員会が判断した場合には、投稿者に対して、査読者からの修正の指示についても連絡します。

9 「修正・再提出」となった場合は、査読委員会が定める期間内に、初稿を提出した時と同一の手続で修正稿を提出することができます。その際、査読者により指示された箇所と投稿者が修正・加筆した箇所の対照一覧も、電子メールの添付ファイルとして送付してください。

10 提出された修正稿は、原則として初稿のときと同じ査読者が再査読を行います。掲載の可否は再査読の評価を踏まえて査読委員会が決定しますが、再び「修正・再提出」となった場合は、9と同じ要領で再修正稿を提出することができます。再修正稿は、原則として初稿のときと同じ査読者が再再査読を行い、その評価を踏まえて最終的な掲載の可否を査読委員会が決定します。

11 査読の結果、『公共選択』に掲載されることが決まったら、『公共選択』論文執筆要項に従って掲載用の原稿を作成し、編集委員会に提出してください。その際、誤字・脱字の修正など軽微なものを除き、掲載可となった原稿から変更は行わないでください。

12 『公共選択』に掲載されることが決まったら、完成稿と併せ、著者名と所属先の英文表記、英文タイトル、英文要旨(150words程度・上限 200words)、電子ジャーナル用の引用文献リストを提出していただきます。

13 『公共選択』に掲載された論文の著作権は公共選択学会に帰属します。『公共選択』掲載論文を転載する場合は、事前に学会事務局に対して届け出てください。

14 『公共選択』への掲載が決まった論文は、オンラインで逐次発行されます。また、論文の著者は、次に定める電子化に伴う利用行為に同意するものとします。

- 一 当該論文をサーバに格納すること（送信可能化）
- 二 ネットワークを通じて当該論文を広く社会に無償で公開すること（公衆送信）
- 三 当該論文の保全のための複製を行うこと（バックアップ）

15 投稿論文の執筆に際しては他者の著作権の侵害、名誉毀損の問題を生じないように十分に配慮してください。『公共選択』掲載論文の執筆内容が他者の著作権を侵害したと認められる場合や他人の名誉を毀損したと認められる場合、著者がその一切の責任を負うもの

とします。

16 著者に原稿料は支払われません。

17 投稿論文が、『公共選択』各号の特集の主題に密接に関連すると編集委員会が判断した場合には、査読を経たものであることを明記した上で、特集の一部として掲載する場合があります。